

参考 13— 2

居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一 (略)</p> <p>二 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料</p> <p>イ 居住、滞在及び宿泊（以下「居住等」という。）に係る利用料</p> <p>(1) 居住等に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞれ次に掲げる額を基本とすること。</p> <p>(i) ユニットに属する居室、療養室及び病室（以下「居室等」という。）、ユニットに属さない居室等のうち定員が一人のもの（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注16、ロ(1)から(5)までの注14、ハ(1)から(3)までの注13及びホ(1)から(7)までの注13、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス介護給付費単位数表」という。）の介護保健施設サービス等のイ及びロの注15及び注16並びに介護医療院サービスのイからハまでの注14、指定介護予防サービスのイからホまでの注14、指定介護予防サービスのイ及びロの注15並びに指定居宅サービスのイからホまでの注14、ロ(1)から(4)までの注12、ハ(1)及び(2)の注11並びにホ(1)から(6)までの注11並びに指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料</p> <p>イ 居住、滞在及び宿泊（以下「居住等」という。）に係る利用料</p> <p>(1) 居住等に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞれ次に掲げる額を基本とすること。</p> <p>(i) ユニットに属する居室、療養室及び病室（以下「居室等」という。）、ユニットに属さない居室等のうち定員が一人のもの（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注16、ロ(1)から(5)までの注14、ハ(1)から(3)までの注13及びホ(1)から(7)までの注13、平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注15及び注16並びに介護医療院サービスのイからハまでの注14、指定介護予防サービスのイからホまでの注14、指定介護予防サービスのイ及びロの注15並びに指定居宅サービスのイからホまでの注14、ロ(1)から(4)までの注12、ハ(1)及び(2)の注11並びにホ(1)から(6)までの注11並びに指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和六年厚生労働省告示第 号）附則第●条に定める者（以下「従来型個室特例対象者」という。）が利用又は入所するものは除く。）並びにユニットに属さない居室（指</p>

正する告示（令和六年厚生労働省告示第 号）附則第●条に定める者（以下「従来型個室特例対象者」という。）が利用又は入所するもの（指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイの注7若しくはホの注8、指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注8若しくは介護医療院サービスのイからへまでの注9又は指定介護予防サ―ビス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイの注6若しくはホの注7の室料相当額減算を算定していない介護老人保健施設若しくは介護医療院である指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設、介護医療院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所の居室等に限る。）は除く。）並びにユニットに属さない居室及び療養室（指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、介護老人保健施設（指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注8の室料相当額減算を算定しているものに限る。））、介護医療院（指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービスのイからへまでの注9の室料相当額減算を算定しているものに限る。））、介護老人保健施設若しくは介護医療院である指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイの注7又はホの注8の室料相当額減算を算定しているものに限る。（ii）において同じ。）又は介護老人保健施設若しくは介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所（指定介護予防サ―ビス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイの注6又はホの注7の室料相当額減算を算定しているものに限る。（ii）において同じ。）の居室及び療養室に限る。）

定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所の居室に限る。）のうち定員が二人以上のもの 室料及び光熱水費に相当する額

<p>のうち定員が二人以上のもの 室料及び光熱水費に相当する額</p> <p>(ii) ユニットに属さない居室等（指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、介護老人保健施設（指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注8の室料相当額減算を算定しているものに限る。）、介護医療院（指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービスのイからへまでの注9の室料相当額減算を算定しているものに限る。）、介護老人保健施設若しくは介護医療院である指定短期入所療養介護事業所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所の居室及び療養室を除く。）のうち定員が二人以上のもの並びに従来型個室特別対象者が利用又は入所するもの 光熱水費に相当する額</p> <p>(2) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>三 (略)</p>	<p>(ii) ユニットに属さない居室等（指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所の居室を除く。）のうち定員が二人以上のもの並びに従来型個室特別対象者が利用又は入所するもの 光熱水費に相当する額</p> <p>(2) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>三 (略)</p>
--	---